

# 令和7年度 障害者職業生活相談員資格認定講習

## 受講者募集のご案内

障害者職業生活相談員として選任が予定されている方等に、障害者の職業生活全般にわたる相談・指導についての技術的事項を習得していただき、障害者の職業能力の開発と職場適用の向上を図るとともに、その特性に応じた雇用管理を期するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、「障害者職業生活相談員資格認定講習」を実施しております。

当機構静岡支部が実施する令和7年度障害者職業生活相談員資格認定講習は以下のとおりです。

いずれか希望される回を選択してください。いずれも全ての講義を全て受講された方に修了証書を交付いたします。

定員は各回60名ずつとなります。

| 日程                        | 形式                                          | 講習日                                                               | 申込期間                                                 |
|---------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 第1回                       | オンライン講習<br>オンライン受講に必要な環境等をご確認ください           | 8月4日（月）12:30～16:55<br>8月5日（火）12:30～16:35<br>8月6日（水）10:30～16:00    | 6月2日（月）～6月30日（月）<br>裏面の「オンライン配信受講に係る受講規約」を必ずお読みください  |
| 第2回                       | 集合講習<br>会場：ポリテクセンター静岡 静岡市駿河区登呂3-1-35 多目的ホール | 11月20日（木）9:30～17:10<br>11月21日（金）9:30～14:40                        | 6月2日（月）～9月30日（火）                                     |
| 第3回                       | オンライン講習<br>オンライン受講に必要な環境等をご確認ください           | 1月26日（月）12:30～16:55<br>1月27日（火）12:30～16:35<br>1月28日（水）10:30～16:00 | 6月2日（月）～11月28日（金）<br>裏面の「オンライン配信受講に係る受講規約」を必ずお読みください |
| ◆意見交換会【任意受講科目】 ①または②のいずれか |                                             |                                                                   |                                                      |
| ①会場：ポリテクセンター静岡            |                                             | 11月21日（金）15:00～17:00（資格認定要件ではありません）                               |                                                      |
| ②会場：ポリテクセンター静岡            |                                             | 令和8年2月10日（火）14:00～16:00（資格認定要件ではありません）                            |                                                      |

### 受講対象者

障害者を雇用する静岡県内の事業所に勤務（雇用されている）方で、当該事業所の障害者職業生活相談員として、選任が予定されている方又は既に選任されている方。＊過去に受講された方は受講対象外です。  
当機構が実施する講習には、公務部門に勤務する職員の方は受講いただけませんのでご注意ください。

### 申込方法

当機構静岡支部のホームページの申込フォームからお申し込みください。  
申込開始は6月2日（月）からです。（申込みは先着順ではありません。）  
なお、受講申込みが多数の場合は、障害者職業生活相談員に選任予定の方又は、既に選任されている方を優先するなどの調整及び、1事業所1～2名の受講とさせていただくことがありますのでご了承ください。

当機構静岡支部のホームページ（申込方法、その他詳細）  
[https://www.jeed.go.jp/location/shibu/shizuoka/R7\\_ninteikoushu.html](https://www.jeed.go.jp/location/shibu/shizuoka/R7_ninteikoushu.html)



### 受講通知

受講者には、受講開始の概ね2週間前に受講通知書をお送りいたします。

### 受講費用

受講費用は無料です。受講者には、テキスト、その他資料を無償配布します。

### お問合せ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡支部 高齢・障害者業務課  
〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-35 (TEL)054-280-3622



※オンライン配信を受講する場合、下記の受講規約を承諾したものとします。

#### <オンライン配信受講に係る受講規約>

##### 1.受講の準備

- (1) 受講者の負担においてセキュリティが確保されたネットワーク環境を確保した上で、受講してください。フリーWi-Fi など暗号化されていないネットワークは使用しないでください。
- (2) オンライン配信は Zoom を利用します。端末には最新のマルウェア対策ソフトをインストールしてください。
- (3) 受講に当たっては、事前に送信した資料をお手元にご準備ください。
- (4) オンライン配信が受講できる環境であるかを確認するために、受講開始前に接続テストを行いますので、ご協力をお願いします。
- (5) オンライン配信の受講に必要な URL は適切に管理し、受講者以外の方がアクセスすることのないようにしてください。

##### 2.受講の留意点

- (1) オンライン配信に係る著作権は機構に帰属します。配信内容の録音、録画、撮影、電子媒体への取込み、SNS や YouTube 等による拡散等は絶対に行わないでください。違反があった場合には、著作権侵害、講師の肖像権侵害の問題となります。
- (2) 受講中はカメラ及びマイクの設定は事務局の指示がない限り常に OFF(ミュート)にしてください。なお、機構にて強制的に映像・音声の操作を行うことがあります。  
受講中、講師へのチャット機能による質問等には個人情報等機微情報は含めないようにしてください。
- (3) 一定時間の受講確認ができないと機構が判断した場合は、当該科目を受講したとみなされない場合があります。
- (4) 下記行為について確認された場合は、受講を停止させる場合があります。
  - ① 法令又は公序良俗に違反する行為、犯罪行為に関連する行為
  - ② 他の受講者または第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、不正アクセス・妨害したりする行為
  - ③ 機構が受講を承認していない者を同席させたり、受講者に代わって受講させたりする行為、なりすまし行為
  - ④ 宣伝、広告、勧誘または営業行為、或いは反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為
  - ⑤ その他、機構が不適切と判断する行為

##### 3.オンライン配信の中止

以下のいずれかの事由があると判断した場合、受講者に事前に通知することなくオンライン配信の全部又は一部の提供を中止することがあります。

- ①地震、落雷、火災、停電又は天災や機構が利用する通信回線の不具合等により、オンライン配信が困難となった場合
- ②その他、機構がオンライン配信の実施が困難と判断した場合

##### 4.オンライン配信の受講ができなかった場合の取扱い

- (1) 何らかの原因でオンライン配信を中止した場合、又は受講者自身の原因でオンライン配信が受講できなかった場合は、今後開催する障害者職業生活相談員資格認定講習(オンライン配信かどうかは問いません。)を受講いただくことになります。
- (2) (1)のうち、オンライン配信により一部の科目が受講できなかった場合は、受講できなかった科目を受講できた時点で修了したものとします。ただし、オンライン配信の一部が未受講となった年度の翌年度末までの取扱とします。

##### 5.損害賠償

受講者は、本受講規約及び法令の定めに従ったことにより、機構又は第三者(講師を含みます。以下同じです。)に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

##### 6.免責事項

オンライン配信に関連して発生した受講者、受講者の所属企業又は第三者の損害について、機構は一切の責任を負わないものとします。ただし、機構に故意又は重大な過失がある場合を除きます。

##### 7.専属的合意管轄

オンライン配信に関して紛争が生じた場合には、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします